

## 「ふくほう教育ローン(カードローン型)」カードローン契約規定(当座貸越契約)

私は、株式会社ジャックス(以下「保証会社」という)の保証に基づき、株式会社福邦銀行(以下「銀行」という)との教育カードローン取引(以下「本取引」という)において、下記に定める各条項の内容とすることに同意し、債務を履行します。

**第1条(契約の成立)** 1.本カードローン契約(以下「本契約」という)は、私からの申込を銀行が審査のうえ、承諾したときに成立するものとします。 2.本取引による個別の借入契約は、銀行からの金銭の交付の都度、個別に成立するものとします。

**第2条(取引口座の開設等)** 1.本取引は、本契約に基づき開設される口座を使用する当座貸越取引とし、当該口座は銀行本支店の内何れか1ヶ所のみで口座開設できるものとします。 2.銀行は、本取引に使用するためのカードローンカード(以下「ローンカード」という)及びカードローン通帳(当座貸越取引明細帳)以下「通帳」という)又は「ローンカード」及び「カードローン明細書」(以下「明細帳」という)を発行するものとします。ローンカード発行にあたっては銀行の定める手数料を支払います。 3.私は、本契約の返済用口座として、私名義の預金口座を指定します。

**第3条(契約期間)** 1.私が本取引を行うことができる期間は、表記貸越契約期限(休日の場合はその前営業日)までとします。 2.本契約に基づいて私が当座貸越を受けられる期間は、本契約成立の日から表記貸越利用期間までとします。 3.表記貸越利用期間の前末日(休日の場合はその前営業日)まで私が期限延長の申し出をななかった場合は、次の通りとします。(1)私は、表記貸越利用期間の翌日以降のローンカードを使用した当座貸越は受けられません。(2)貸越元金利息は本契約の各条項に従い弁済し、貸越元金金が完済された日に本契約は当然に解約されるものとします。(3)期間に貸越元金がない場合は、期間の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。

**第4条(取引方法)** 1.本契約は、当座貸越取引のみとします。 2.私は、別に定める場合を除き、ローンカード及び通帳を使用して出金する方法により当座貸越を受けるものとします。 3.ローンカード、通帳、現金自動支払機の取扱については、別に定める「カードローンカード」規定、によります。

**第5条(貸越極度額)** 1.本取引の貸越極度額は、銀行及び保証会社の審査の上決定されるものとし、銀行が表記貸越極度額欄に記入する貸越極度額に従います。 2.銀行がやむを得ないものと認め、極度額を超えて私に当座貸越を行った場合も、本契約の各条項が適用されるものとし、私は、銀行から請求があったときは、当該極度額を超えた金額を直ちに返済するものとします。 3.銀行は、第1項に拘わらず、本契約の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、銀行は、新しい極度額及び変更日を私に通知し又はの通知を得るものとします。

**第6条(利息、損害金)** 1.貸越元金の利息(保証料を含む)は、毎月金融機関定めた日に所定の利率によって計算のうえ、貸越元金に組入れず返済用口座より自動引落しのうえ、支払うものとします。利息の計算は年率・うろうう年に関係なく(毎日の貸越最終残高の合計額×利率×365日の算式)により行うものとします。 2.金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、私は、銀行・損害率等を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この変更に関する通知方法は銀行の店頭に掲示するものと、銀行所定の方法によるものとします。 3.銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.6%(年365日の日割り換算)とします。

**第7条(約定返済)** 1.私は、貸越契約期限日の翌月以降、毎月表記約定返済日(休日の場合は翌営業日)に表記貸越利用期限日現在の当座貸越借入金残高に応じて、約定返済元利金額を次のとおり返済します。

貸越利用期限日の貸越残高	約定返済元利金額	貸越利用期限日の貸越残高	約定返済元利金額
50万円以下	5,000円	500万円超 600万円以下	60,000円
50万円超 100万円以下	10,000円	600万円超 700万円以下	70,000円
100万円超 200万円以下	20,000円	700万円超 800万円以下	80,000円
200万円超 300万円以下	30,000円	800万円超 900万円以下	90,000円
300万円超 400万円以下	40,000円	900万円超 1,000万円以下	95,000円
400万円超 500万円以下	50,000円		

2.私は、前項にかかわらず、返済日前日における当座貸越残高が前項に定める返済金額に満たない場合、返済日現在における当座貸越残高の全額を返済します。

**第8条(約定返済金等の自動引落し)** 1.前条による約定返済は自動引落しによるものとします。私は、毎月返済日または指定口座に返済金相当額以上の金額を預入れるとし、銀行は返済日に私の普通預金通帳(総合口座通帳を含む)及び同払戻請求書又は自動引落しのうえ、返済して行くものとします。 2.銀行は、万一、前項の預入が遅延した場合には、当該預入後いつても前項と同様の取扱いができるものとします。

**第9条(随時返済)** 1.私は、第7条の規定にかかわらず、随時に任意の金額を返済することができるものとします。 2.前項の随時返済は前条の自動引落としによらず、私が直接銀行の店頭において申出するか現金自動引支払機を使用する方法により行うものとします。

**第10条(諸費用の引落)** 私は本契約の締結に際し、私が負担すべき費用は、銀行所定の日に指定の口座から自動引落しのうえ支払うことに同意します。

**第11条(期限の利益の喪失)** 1.私に次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行からの通知、催告等がなくても貸越元金利息は弁済期が到来するものと、直ちに支払います。なおこの場合、銀行からの通知なしに直ちに本契約を解約されるも異議はありません。(1)第7条に定める返済を遅延し、次の返済日に至るも返済しなかったとき (2)保証会社から保証の取消・解除の申出があったとき (3)支払の停止または破産、民事再生その他裁判上の倒産手続きの申立てがあったとき (4)債務の整理・調整に関する申立てがあったとき (5)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき (6)私の預金その他の銀行に対する債権について仮差押・保全差押又は差押の命令・通知が送達されたとき (7)住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって銀行が私の住所が不明となったとき 2.私にいつても次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行からの請求によって貸越元金利息は弁済期が到来するものと、直ちに支払います。(1)私が銀行に対する債務の一部でも期限に履行しなかったとき (2)私が銀行の取引引当のひつでも違反したとき (3)本契約に関し、私が銀行に対する虚偽の資料提供または報告をしたとき (4)前各号のほか、銀行が債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

**第12条(解約、繰上の中止)** 1.第7条に定める約定返済が遅延している場合には新たな貸越を受けることができないものとします。 2.私において前条各号もしくは、第19条第1項、第2項各号の事由があるとしても、私の信用状態の変動を理由として保証会社から銀行に対して申入れがあったときは、銀行はいつても貸越を中止し、本契約の解約をすることができるものとします。また、私について相続の開始があったときは、銀行はいつても貸越を中止できるものとします。 3.私はいつても本契約を解約することができるものとします。この場合、私は保証元金との書面により銀行に通知します。 4.第2項及び第3項により本契約が解約された場合、私は、直ちに貸越元金を弁済します。

**第13条(差引計算)** 1.本契約による銀行に対する債務を履行しなければならぬ場合には、その債務と私の預金・定期預金・その他の債権とを、その債権の通知にかかわらずいつても銀行は差引計算することができます。 2.差引計算ができる場合には、銀行は事前の通知及び所定の手續を省略し、私にかり諾預け金等の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができます。 3.差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を銀行の計算実行の日までとし、利率・遅延損害金の利率は銀行の定めによるものとします。

**第14条(相殺)** 1.弁済期にある私の預金・定期預金・その他の債権と本契約による債務とを私は相殺することができます。 2.私が相殺する場合には、保証通知書は押印によるものと、相殺した預金・定期預金・その他の債権の証書、通帳に届出印を銀行所定の払戻請求書に押印して直ちに銀行に提出します。 3.第2項より私が相殺した場合の債権債務の利息・損害金等の計算については、その期間を金融機関の計算実行の日までとし、利率・遅延損害金の利率は銀行の定めによるものとします。

**第15条(充当の指定)** 1.弁済または第13条による差引計算の場合、私の銀行に対するすべての債務を消滅させるに定まらないときは、銀行が適当と認める順序・方法により充当することができますが、私は、その充当に対して異議を述べないものとします。 2.前条より私が相殺する場合は、私の銀行に対するすべての債務を消滅させるに足らないときには、私は私の指定する順序により充当することができます。 3.私が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序・方法により充当することができますが、私はその充当に対して異議を述べないものとします。 4.第2項の指定により債権保全上障がいがあるおそれがあるときは、銀行は遅滞のない異議を述べたうえで、担保・保証の有無、軽重、処分の際、弁済期の長短などを考慮して、銀行の指定する順序・方法により、充当することができます。 5.第3項および第4項によって銀行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期間が到来したものと、銀行はその順序・方法を指定することができるものとします。

**第16条(危険負担・免責条項等)** 1.私は、私が銀行に差入れた証書等が、事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。尚、私は、銀行から請求があれば直ちに代わりの証書等差入れます。 2.銀行は、本取引によりかかる諸届その他の書類に使用された印影(又は暗証番号)をこの契約書に押印した印影又は返済用口座の届出目録(又は暗証番号)と相違のないもの(又は印影、相違のないものと認め取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害について責任を負わないものとします。 3.銀行の私に対する権利の行使、保全に要した費用は、私の負担とします。

**第17条(保証事項の変更等)** 1.私は、氏名、住所、印章、電話番号、職業、取引目的その他法令に基づく届出事項に変更があったときは、直ちに書面により銀行に届出します。尚、私は、銀行が当該変更事項を保証会社に通知することを予め異議なく承諾するものとします。 2.私は、前項の通知を怠り、銀行からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、銀行が通常到達すべき時に到着したものとみなすことに異議のないものとします。但し、やむを得ない事情がある時は、私の責任とします。

**第18条(報告及び調査)** 1.私は、財産、債務、経営、業況、収入、この取引による貸越金の使途等について銀行から請求があったときは直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。 2.私は、財産、債務、経営、収入等については重大な変化を生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、銀行から請求があったとき直ちに報告します。

**第19条(反社会的勢力の排除)** 1.私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」とい)に該当しないこと、及び次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。(1)暴力団員等が経営を支配してい

ると認められる関係を有すること (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を有するなど、不当に暴力団員等を利用してはならないと認められる関係を有すること (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 2.私は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。(1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて銀行の信用を毀損し、又は銀行の業務を妨害する行為 (5)その他前各号に準ずる行為。 3.私が、暴力団員等若しくは第1項各号の何れかに該当し、若しくは前項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づき(確約)に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私の取引を継続することが不適切であると銀行が認めるときは、私は銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債務の履行の期限を失い、直ちに債務を弁済します。 4.前項の規定の適用より、私に損害が生じた場合であっても私は、銀行に対して何らの請求もできないものとします。又、銀行に損害が生じたときは、借主又は私の損害賠償責任を負うものとします。

**第20条(成年後見人等の届出)** 1.私又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出するものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に直ちに届出するものとします。 2.私又はその代理人は、家庭裁判所の審判により開始後監督官が選任された場合には、直ちに任意後見監督官の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出するものとします。 3.私又はその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督官の選任がされている場合も前2項と同様に届出するものとします。 4.私又はその代理人は、前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合も同様に銀行に届出するものとします。 5.私又はその代理人は、前各項の届出により、銀行から本取引を解約又は制限されるも異議のないものとします。

**第21条(対象学校就学者の退学等通知義務)** 表記就学者が表記貸越利用期限前に退学等により学籍を喪失した場合は、私は直ちに銀行へ届出いたします。また、その場合、第2条の定めにかかわらず、届出のあった日または銀行がその事実を知った日をもって貸越利用期限が終了したものと、その日が属する月の月末末日(休日の場合はその前営業日)にて貸越契約期間が終了するものとします。

**第22条(契約の変更)** 1.銀行は、民法第548条の4の定めに従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で私に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。 2.前項にかかわらず、銀行は、変動金利の特有的な場合においては、別紙に記載された変動金利の約款の内容に基づいて表記利率を変更することができるものとします。

**第23条(差押法・合意管轄)** 1.本契約並びに本契約に基づき(諸契約及び諸取引の契約準拠法は日本法とします。 2.本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店及び支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

**第24条(譲渡、質入れ等の禁止)** ローンカード及び通帳は譲渡、質入または貸与することはできません。

## 「ふくほう教育ローン(カードローン)」保証委託約款

契約者(以下「私」といいます)は、次の各条項を契約内容とすることに同意のうえ、私がローンの申し込みをした金融機関(以下「金融機関」といいます)とのカードローン取引規定(以下「原契約」といいます)に基づき、私が金融機関に対して負担する債務について、株式会社ジャックス(以下「保証会社」といいます)に保証を委託します。

**第1条(保証委託の範囲)** 1.私が保証会社へ保証を委託する範囲は、原契約に基づき私が金融機関に対し負担する借入金、利息、遅延損害金、その他一切の債務(以下総称して「保証債務」といいます)とします。また、原契約の内容及び変更されたときは、私と保証会社との保証委託契約(以下「本契約」といいます)に基づく保証委託の内容をも変更されるものとします。 2.本契約は、保証会社が所定の手続きをもって承諾のうえ、金融機関に通知し、保証債務にかかる原契約が成立したときにその効力が生じるものとします。 3.原契約に基づく保証委託の原契約期限は、私と金融機関との間の原契約の取引期限と同一としますが、保証会社から私に金融機関が認め原契約が更新され、または期間延長されたときは、本契約も更新又は延長されるものとします。 4.原契約に基づく保証委託の貸越極度は原契約と同一としますが、原契約の貸越極度額が増減された場合は、保証委託の貸越極度額も保証会社の承認を得て増減されるものとします。

**第2条(被保証債務の履行)** 被保証債務について、私は原契約及び本契約の各条項を遵守し、期日には元金と利息とを遅滞なく(履行し、保証会社に一切負担をかけるものとします。

**第3条(保証債務の履行)** 1.保証会社が金融機関から保証債務の履行を請求されたときは、私に対して事前の通知、催告をすることなく保証債務を履行しては異議ありません。ただし、私が保証会社に対して金融機関からの請求に対抗すべき事由があることをあらかじめ通知している場合には、この限りではないものとします。 2.保証会社が金融機関に保証債務を履行した場合、私は、金融機関が私に対して有していた一切の権限が保証会社に承継されたことに異議ありません。 3.私は、保証会社が前項によって得た求償権を行使する場合には、本契約のほかに、原契約の各条項が適用されることに同意します。

**第4条(求償権の範囲)** 前条により保証会社が金融機関に保証債務を履行した場合、私は次の各号に定める求償権について、保証会社が弁済の責を負い、その合計額を直ちに保証会社に弁済します。 1.前条により保証会社が履行した全額。 前号の金額に対し、保証会社が履行した日の翌日から私が保証会社に当該履行額を弁済するまで年14.6%の割合による遅延損害金。 保証会社が履行のために要した費用の総額。

保証会社が、求償権の保全あるいは実行のために要した費用の総額。

**第5条(中止・解約・終了)** 1.被保証債務又は保証委託に対する私の債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社は本契約の通知に基づき(保証を中止し、又は解約をすることができるものとします。この場合は、金融機関からその旨の事前又は事後の通知をもって保証委託の通知に代えるものとします。 2.前項より保証会社が保証を中止又は解約したときは、私は直ちに残債務を金融機関に弁済します。 3.1項より中止又は解約された場合にも、保証会社の被保証債務は、私がすでに個別に借入れた債務については、その弁済が終わるまで継続します。 4.私と金融機関との原契約が終了した場合は、私と保証会社との本契約も当然に終了することとします。この場合、私は保証委託契約書を私に返却しない取扱いをしては異存ありません。

**第6条(求償権の事前行使)** 私が次の各号の一つでも該当したときは、第3条の保証債務の履行前に入と、求償権を行使しては異議ありません。ただし、残債務等に限らず十分な保証又は担保の提供をした場合には、この限りではないものとします。 仮差押、仮処分、強制執行、競売、納付処分等の申立をしたとき、民事再生、破産等の手続の当事者になったとき、又は清算の手続きに入ったとき。 租税公課を滞納し督促をつけたとき、又は保全差押えを受けたとき。 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 被保証債務の一部でも履行を遅滞したとき。 金融機関、保証会社に対する私の債務の一つでも期限の履行を喪失したとき。 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等私の責めに帰すべき事由によって、保証会社において私の住所が不明となったとき。 第7条に該当するものが判明したとき。 前各号のほか金融機関又は保証会社にに対し、信用不安を生じる等債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

**第7条(反社会的勢力の排除)** 1.私は現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 暴力団、 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、 暴力団準構成員、 暴力団関係企業、 総会屋等、 社会運動等標榜ゴロ、 特殊知能暴力集団等、 その他これらに準ずる者 (以下これらを「暴力団員等」とい)に該当しないこと、及び次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。(1)暴力団員等が経営を支配してい

ると認められる関係を有すること (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を有するなど、不当に暴力団員等を利用してはならないと認められる関係を有すること (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 2.私は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。 暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて保証会社の信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為。 (5)その他前各号に準ずる行為。

**第8条(弁済の充当順序)** 私の弁済額が本契約から生じる保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足らないときは、保証会社が適当と認める順序・方法により、充当できます。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

**第9条(担保の提供)** 保証会社から債権保全のために必要限度において担保または連帯保証人の提供または変更、追加が求められたときは、遅延なくこれにより、異議を申立てません。

**第10条(公正証書の作成)** 私は、保証会社の請求があるときは、あたりに本契約につき強制執行の認諾条項を付した公正証書の作成に必要な一切の手續をなすものとします。このために要した費用は私が負担するものとします。

**第11条(届出および調査)** 1.私は住所、氏名、勤務先等に変更が生じたとき、又は求償権行使に影響を与える事態が生じたときは、直ちに保証会社に対して書面により通知し、その指示に従います。 2.私は、保証会社が債権保全上必要と認め請求する場合には、私信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。 3.私が1項の届出を怠ったため、金融機関及び保証会社から通知又は送付された書類などが延着、又は到着しなかった場合には通常到達すべき時に到着したものとします。 4.保証会社が債権保全上必要と認められたときは、私の住民票、戸籍簿等を取得し利用することに同意します。

**第12条(債権の譲渡)** 私は保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡しても異議を述べないものとします。

**第13条(営業時間外の振込みの取扱い)** 私は、本契約に基づき(債務の支払については、保証会社所定の時刻または振込みを完了するものと、当該振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたいと異議ありません。

**第14条(本契約の変更)** 保証会社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、保証会社のホームページにおいて内容が公表その他相当な方法で私に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。 変更の内容が私の一般の利益に適合すること。 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして、合理的なものであること。

**第15条(管轄裁判所)** 私は本契約について訴訟の必要が生じたときは、訴額の如何にかかわらず、私の住所地及び保証会社の本社、各支店の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。 以上